

各種医療費の助成制度について

お問い合わせ▶住民環境課国保年金係 ☎64-1102

- ◆該当される方は、7月中に住民環境課国保年金係で申請をしてください。
- ◆現在受給資格をお持ちの方には、7月中旬に申請の案内を送付させていただきます。

●重度心身障害児（者）医療費助成制度

重度心身障害児（者）の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため医療費の助成を行っています。所得制限があります。

	身体障害者手帳 1級・2級 特別児童扶養手当1級・ 療育手帳A	身体障害者 手帳3級
入院	○	○
入院外	○	

※平成18年8月1日より和歌山県重度心身障害児（者）医療費の制度改正により、65歳以上で新たに重度心身障害者になられた方は、重度心身障害児（者）医療費制度を受けられなくなりました。

●ひとり親家庭医療費助成制度

ひとり親家庭の保健の向上に寄与し、福祉の増進を図るため、父また母及び児童に対し医療費の助成を行っています。所得制限があります。

●乳幼児医療費・子ども医療費助成制度

子育てに伴う保護者の経済的負担の軽減を図り、少子化対策、乳幼児・子どもの健全育成のため、医療費の助成を中学校卒業の3月末日まで行っています。所得制限はありませんが、就学前の乳幼児の保護者のみ所得の確認をしています。

●老人医療費助成制度

67～69歳の方の医療費について自己負担額の割合を3割から2割に減額できる助成制度で、次の①～⑤すべての条件に当てはまる方が対象となります。

①あなたとあなたの世帯全員が町民税を課されていないとき（住民税非課税世帯）

※同じ世帯に所得の申告をしていない方がいる場合、課税世帯扱いになります。

②あなたとあなたの世帯全員の前年1年間の収入の合計金額が次の基準以下であるとき。

1人世帯（単身）	100万円
2人世帯	140万円
3人世帯	180万円

※以下、1人増えるごとに40万円加算。

※収入の中には、遺族年金・遺族恩給・障害年金・老齢福祉年金・雇用保険・福祉給付金など、あらゆる収入が含まれます。

③あなたとあなたの世帯全員の金融資産が、次の基準額以内であるとき。

・あなたの預貯金、国債、株式などの有価証券の合計額が350万円まで。

・世帯全員で所有する預貯金、国債、株式などの有価証券の合計額が350万円×世帯人数まで。

④あなたとあなたの世帯全員が活用できる資産を所有していないとき。

・今現在住んでいる土地家屋は除き、活用できる不動産等の資産を所有していない。

⑤あなたがあなたの世帯以外の世帯に属する方から扶養をうけていないとき。

・所得税、町県民税の扶養親族となっていない。
・健康保険などの医療保険の被扶養者となっていない。

詳しくは、上記お問合せ先まで